

平成 21 年 12 月 25 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

「貸付条件の変更等に係る対応の基本方針」  
及び「中小企業金融円滑化に向けた当行の取組み」について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、お客さまへの円滑な資金供給を重要な経営課題の一つと位置づけ、金融円滑化に関するお客さまからの各種ご相談に、肌理細かく、かつ、迅速・的確にお応えするよう、積極的に取り組んでおります。

こうした中、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第 6 条に基づき、「貸付条件の変更等に係る対応の基本方針」（別添 1）を制定致しましたので、同法第 7 条に基づき、公表致します。

これとともに、中小企業のお客さまに対し、より適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努める姿勢を、より多くの方にご理解頂くため、「中小企業金融円滑化に向けた当行の取組み」（別添 2）を取りまとめましたので、合わせて公表致します。

当行では、お客さまを取り巻く環境が厳しさを増す中、お客さまへの円滑な資金供給が私ども金融機関の責務であるとの認識に立ち、上記方針に基づき、「金融の円滑化」の実現に向け、一層努力して参ります。

名 称	貸付条件の変更等に係る対応の基本方針 (別添 1)	中小企業金融円滑化に向けた当行の取組み (別添 2)
内 容	「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく取組み方針・体制整備の概要をとりまとめたもの。	中小企業のお客さまに対する資金調達やご返済条件の変更等のニーズへの取組みや経営課題解決へのサポートの体制概要をとりまとめたもの。 (「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第 7 条で定められた説明資料ではなく、弊行の自主的な取組みとして公表するもの)
対 象	中小企業のお客さま及び住宅ローンをご利用中のお客さま	中小企業のお客さま

詳細につきましては、当行ホームページ「弊行の金融円滑化に向けた取組みについて」  
(<http://www.smbc.co.jp/>) をご参照ください。

以 上

平成 21 年 12 月 25 日

## 「貸付条件の変更等に係る対応の基本方針」

従来、当行におきましては、お借入れをご利用中のお客さまからご返済条件の変更等につきお申込みをいただいた際には、「クレジットポリシー」（当行における融資業務の基本方針）や行内管理規程に基づき、お客さまのご事情に応じて真摯に対応して参りました。

そうした中、最近の経済金融情勢及び雇用環境の下、このたび、『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「中小企業者等金融円滑化法」）』が施行されました。これを踏まえ、当行は、中小企業及び個人のお客さまからのご返済条件の変更等のお申込みに対する対応について、本基本方針を策定し、中小企業のお客さま又は住宅ローンをご利用中の個人のお客さまからのご返済条件の変更等に関するお申込みに対して、営業店・本部が従来以上の認識と責任感を持って、次の通り対応させていただくこととし、本法律の目的である「金融の円滑化」の実現に向け、一層努力することと致します。

### 1. 運営体制

- (1) 当行は、ご返済条件の変更等のお申込みに対する対応状況を適切に把握するための態勢を整備することに努めます。また、当行は、法人・個人部門において、営業店の評価、その他業績評価等の基準が、本方針と整合的なものになるよう努めます。
- (2) 具体的には、法人・個人部門における、金融円滑化対応の取纏めを行うため、法人・個人各部門統括部に「金融円滑化推進室」を、また、金融円滑化に関する行内横断的な課題への対応を協議するため、個人部門、法人部門の各統括責任役員、リスク管理部門担当役員及び関連部の各部長から構成される「金融円滑化協議会」を設置します。なお、法人・個人部門の各審査部及び法人マーケティング部には営業店向け「ヘルプデスク」を各々設置します。
- (3) また、お客さまの利便向上のため、本部にご返済条件変更等にかかる苦情ご相談窓口として「金融円滑化苦情相談デスク」を設置します（連絡先は後掲）。
- (4) なお、当行は、本方針及びご返済条件の変更等の実施状況を当行ホームページ上で公開します。また、金融庁に対して、所要の報告、対応を行います。

### 2. ご返済条件の変更等のお申込みに対する対応の基本方針（中小企業・個人のお客さま共通）

#### (1) 基本的な考え方

中小企業及び個人のお客さまから、ご返済条件の変更等に関するお申込みをいただいた場合は、当行の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、お申込みに至った背景や事情、事業や収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案し、ご返済条件を変更させていただくなど、ご返済の負担軽減に向けて、積極的かつ柔軟にご相談を承るよう努めます。

- ① お客さまからご返済条件の変更等のお申込みに関するご相談を受けた場合には、真摯に対応させていただくこととします。当然ながら、お申込みを妨げる、お客さまのご意思に反してお申込みを取り下げさせていただくなどの行為は行いません。

- ② お客さまから口頭でご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、その内容を専用の帳票等に記録するようにします。
- ③ ご返済条件の変更等の際に条件を付けさせていただく場合には、その内容を可能な限り速やかにお客さまにお伝えし、十分に説明させていただくこととします。
- ④ ご返済条件の変更等のお申込みをやむを得ずお断りさせていただく場合には、これまでのお取引関係やお客さまの知識及び経験等を踏まえ、お客さまにお断りさせていただくに至った理由を可能な限り具体的に、かつ、丁寧に説明させていただくよう心掛けます。
- ⑤ ご返済条件の変更等のお申込みをお断りさせていただいた場合や取り下げられた場合には、その理由を可能な限り具体的に記録し、最低5年間保存します。
- ⑥ ご返済条件の変更等に関する苦情相談を受けた場合には、その内容を可能な限り具体的に記録し、最低5年間保存します。

## (2)ご返済条件の変更等の検討に係るポイント

次の3点のいずれにも当てはまるお申込みの場合は、ご返済条件の変更等につき、原則、前向きに検討させていただくこととします。また、当てはまらない場合でも、お申込みに至った背景や事情、事業や収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案して、ご返済の負担軽減に向けて、積極的かつ柔軟にご相談を承るよう努めて参ります。

- ① 【必要性】 ご返済の意思が認められるお客さまにおいて、ご返済に支障を生じておられる差し迫ったご事情、又は今後支障が生じるおそれをお持ちであり、事業や生活の継続にあたって、ご返済条件の変更等が必要不可欠であると考えられること
- ② 【将来性】 ご返済条件の変更等の期間が終了した後、元通りのご返済が可能となるなどの見通しを立てるため、事業・収入の改善や再生への道筋をお示し又はお聞かせいただけること
- ③ 【金融機関間の連携】 複数の金融機関からのお借入れがある場合、事業・収入の改善や再生への道筋において、他の金融機関との緊密な連絡や相応の協力が得られる状況にあること

## 3. 中小企業のお客さまの場合

### (1)基本的な考え方

- ① 当行は、中小企業のお客さまの特性や事業の状況を勘案しつつ、できる限り、信用供与を柔軟に行うよう努めます。
- ② 当行は、ご返済に支障を生じておられ、又は生じるおそれがある中小企業のお客さまからご返済負担の軽減のお申込みがあった場合には、お客さまの事業についての改善又は再生の可能性等を勘案させていただきながら、できる限り、ご返済条件の変更等に向けて検討して参ります。
- ③ 当行は、お客さまの依頼を受けた特定認証紛争解決事業者（いわゆる特定ADR）より手続実施を依頼するか否かの確認を受けた場合、あるいは、お客さまに対して有する債権に関して企業再生支援機構から買取申込み等の要請を受けた場合には、その経緯等を踏まえ、総合的に検討して参ります。
- ④ 当行は、前②～③の場合において、他の金融機関、日本政策金融公庫、信用保証協

会、中小企業再生支援協議会等が関係しているときは、その各機関との緊密な連携を図るよう努めます。

## (2) 具体的な対応方針

- ① 【ご相談受付】より迅速かつ的確な対応を行うため、お取引いただいている法人営業部又はビジネスサポートプラザ等の営業店（以下、取引店）担当者にてご相談を承ることとします。取引店では、「金融円滑化相談責任者」（中小企業者等金融円滑化法の施行を踏まえ新たに任命）、及び営業店長が、取引店における受付及び対応の状況を適切に管理します。
- ② 【ご面談による対応】取引店では、具体的協議を速やかに進める観点から、基本的には、取引店担当者が往訪させていただき、又は取引店にご来店いただく等、経営者の方などとの直接のご面談によることを原則として対応致します。なお、当行では、中小企業のお客さまからのご返済条件の変更等のお申込にあたっては、原則、「借入条件変更申込書」をご提出いただくこととします。
- ③ 【電話等の活用】取引店では、簡単なお照会等であれば、随時電話等で承りますほか、お取引に係るご希望日、ご希望の条件、他のお取引銀行へのご相談状況などの概略を予め電話等で確認させていただくよう努め、検討に必要な資料やその理由等を早めに当行からご案内させていただくなど、協議を進めやすくするよう心掛けます。
- ④ 【資金繰りへの十分な配慮】お申込み内容の審査を行うに際しては、お取引に係るご希望日やお客さまの資金繰りに関して、常に十分注意を払い、営業店・本部で適時適切に情報共有を行い、対応可否を早期に回答できるよう努めます。
- ⑤ 【迅速かつ適切な審査】お申込み内容の審査を行うに際しては、お客さまの財務内容等の定量面だけでなく、事業の内容など定性面も合わせて考慮させていただきます。特に、中小企業者等金融円滑化法の施行を踏まえ、お客さまやお取引の特性に応じた対応マニュアル等を各営業店に整備することなどにより、迅速かつ適切な審査が可能となるよう努めます。
- ⑥ 【他の金融機関に対する情報確認】複数の金融機関からお借入れを行っているお客さまからご返済条件の変更等のお申込みを受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に、他の金融機関や信用保証協会等の間で相互に必要な最低限の情報確認を行うなど、緊密な連携を図るよう努めます。
- ⑦ 【他の金融機関からの情報照会】他の金融機関から、お客さまのご返済条件の変更等のお申込みに係る情報について照会を受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に、これに協力するなど緊密な連携を図るよう努めます。
- ⑧ 【他の金融機関との連携】他の金融機関がお客さまに対してご返済条件の変更等に応じたことが確認できたときは、お客さまの事業についての改善又は再生の可能性、他の金融機関がご返済条件の変更等に応じたこと等を勘案しつつ、できる限り、ご返済条件の変更等を行うよう努めます。

(注) ⑥⑦⑧については、独占禁止法等の違反行為とならないよう、例えば、次の点に留意します。

- 金融機関間で情報の確認を行うに際しては、個別のお申込み案件毎に行います。
- 金融機関間で情報の確認を行うに際しては、個別のお申込み案件に係る事項に限り取り扱います。
- ご返済条件の変更等を実行させていただくか否かの最終的な判断は、当行の責任において行います。

- ⑨ **【経営再建計画の策定支援】**お客さまとの協議にあたり、経営再建計画の策定に向けて真摯に議論するよう努めます。また、経営再建計画を策定のご意思のあるお客さまからの要請がある場合には、経営再建計画策定を支援させていただくよう努めます。
- ⑩ **【お客さまの立場に立った対応】**審査の過程で、お客さまから資料をご提出いただく、事業のお見通し等を聞かせていただく、あるいは他銀行とのお取引状況を確認するための同意をいただくなどの場合が生じます。その場合、当行は、銀行の論理を押し付け、過度のご負担をかけることのないよう意を払いつつ、お客さまの立場に立って、必要な協議や手続を適切に進めて参ります。
- ⑪ **【お客さまへの回答】**取引店は、審査結果を速やかにお客さまにお伝えし、所定の手続きに則り、速やかに実行手続を行います。また、実行に際して条件を付けさせていただき場合には、その内容を可能な限り速やかにお客さまに対してお伝えし、十分に説明します。
- ⑫ **【謝絶時の対応】**やむを得ずお断りさせていただき場合には、これまでのお取引関係やお客さまの知識等を踏まえ、お客さまに謝絶理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明させていただきよう心掛けます。また、お客さまのご意向に応じて、できる限り、今後何を改善していただければご希望の条件変更等が可能となるかについてもお伝えするよう努めます。
- ⑬ **【条件変更対応保証への対応】**当行が信用保証協会の保証なしではご返済条件の変更等が困難と判断する場合で、お客さまが条件変更対応保証のご利用を希望される場合は、お客さまの事業についての改善又は再生の可能性を説明する文書を作成し、信用保証協会に対して交付させていただきこととします。また、条件変更対応保証の利用に先立って、お客さまの事業についての改善又は再生に向けた真摯な検討を行うなど、条件変更対応保証の制度・趣旨を踏まえて対応します。
- ⑭ **【ご返済条件の変更等実施後の対応】**ご返済条件の変更等に際して、経営再建計画を策定した場合には、計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて助言を行うよう努めます。なお、ご返済条件の変更等を行ったお客さまに対する信用供与についても適切に検討して参ります。例えば、ご返済条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資やご返済条件の変更等のお申込みをお断りすることは致しません。
- (注) 期中管理にあたっては、いたずらに資料を督促するなどしてお客さまに過度のご負担をかけることのないよう配慮します。
- ⑮ **【運営状況の検証】**本部は、各営業店における運営状況について、実際に往訪するなどの活動を通じて、ご返済条件の変更等が長期化していないかの検証等を経常的に行い、対応が十分でない営業店がある場合は速やかに改善指導するよう努めます。
- ⑯ **【苦情の受付体制】**ご返済条件の変更等に関して、ご納得いただけない、対応が適切でない、といったご意見（苦情）については、取引店ごとの「金融円滑化苦情相談責任者」及び本部の「金融円滑化苦情相談デスク」が中心となり（いずれも中小企業者等金融円滑化法の施行を踏まえ任命・設置）、審査部署等も連携しながら責任を持って対処します。また、苦情の内容と発生状況について、営業店と本部が一体となって検証し、お客さまのご意見を踏まえ、銀行全体として適切に改善、対応するよう努めます。
- ⑰ **【商品・サービスの更なる拡充】**当行は、お客さまの事業発展に貢献するため、資金調達や経営課題解決に資する各種商品・サービスの更なる拡充に努めます。

#### 4. 住宅資金のお借入れ（住宅ローン、リフォームローン）をご利用中の個人のお客さまの場合

##### (1)基本的な考え方

- ① 当行は、ご返済に支障を生じておられ、又は生じるおそれがある個人のお客さまからご返済負担の軽減のお申込みがあった場合には、お客さまの財産及び収入の状況、収入に関する将来の見通し等を勘案させていただきながら、できる限り、ご返済条件の変更等に向けて検討して参ります。
- ② 当行は、上記①の場合において、他の金融機関、住宅金融支援機構等が関係しているときは、その各機関との緊密な連携を図るよう努めます。

##### (2)具体的な対応方針

- ① 【ご相談受付】より迅速かつ的確な対応を行うため、お取引いただいている支店等（以下、取引店）にてご相談を承ることとします。取引店では、「金融円滑化相談責任者」（中小企業者等金融円滑化法の施行を踏まえ新たに任命）、及び営業店長が、取引店における受付及び対応の状況を適切に管理します。また、専用ダイヤル（「ローン金融円滑化相談窓口」、後掲）にて、お申込みに関するご照会などを承ります。
- ② 【ご面談による対応】取引店では、具体的協議を速やかに進める観点から、ご来店いただく等、お客さまご本人との直接のご面談によることを原則として対応して参ります。なお、お申込にあたっては、変更後のご返済プラン等をご確認の上、「ご意向承り書」をご提出いただくこととします。
- ③ 【電話等の活用】取引店では、簡単なご照会等であれば、随時電話等で承りますほか、お取引に係るご希望日、ご希望の条件、他のお取引銀行へのご相談状況などの概略を予め電話等で確認させていただきよう努め、検討に必要な資料やその理由等を早めに当行からご案内させていただきなど、協議を進めやすくするよう心掛けます。
- ④ 【資金繰りへの十分な配慮】お申込み内容の審査を行うに際しては、お取引に係るご希望日やお客さまの資金繰りに関して、常に十分注意を払い、営業店・本部で適時適切に情報共有を行い、対応可否を早期に回答できるよう努めます。
- ⑤ 【迅速かつ適切な審査】お客さまの将来にわたる無理のないご返済に向けて、お客さまの財産や収入の状況を十分に勘案しつつ、きめ細かくご相談に応じるよう努めます。また、専用の対応マニュアル等を各営業店に整備することなどにより、迅速かつ適切な審査が可能となるよう努めます。
- ⑥ 【住宅金融支援機構等との連携】住宅金融支援機構等がお客さまに対してご返済条件の変更等に応じたことが確認できたときは、お客さまの財産や収入の状況、住宅金融支援機構等がご返済条件の変更等に応じたこと等を勘案しつつ、できる限り、ご返済条件の変更等を行うよう努めます。

(注) ⑥については、独占禁止法等の違反行為とならないよう、例えば、次の点に留意します。

- 住宅金融支援機構等との間で情報の確認を行うに際しては、個別のお申込み案件毎に行います。
- 住宅金融支援機構等との間で情報の確認を行うに際しては、個別のお申込み案件に係る事項に限り取り扱います。
- ご返済条件の変更等を実行させていただくか否かの最終的な判断は、当行の責任において行います。

- ⑦ 【お客さまの立場に立った対応】 審査の過程で、お客さまから資料をご提出いただく、収入のお見通し等を聞かせていただくなどの場合が生じます。その場合、当行は、銀行の論理を押し付け、過度のご負担をかけることのないよう意を払いつつ、お客さまの立場に立って、必要な協議や手続を適切に進めて参ります。
- ⑧ 【お客さまへのご回答】 取引店は、審査結果を速やかにお客さまにお伝えし、所定の手続きに則り、速やかに実行手続を行います。また、ご返済条件の変更等の際に条件を付けさせていただく場合には、その内容を可能な限り速やかにお客さまに対してお伝えし、十分に説明します。
- ⑨ 【謝絶時の対応】 やむを得ずお断りさせていただく場合には、これまでのお取引関係やお客さまの知識等を踏まえ、お客さまに謝絶理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明させていただくよう心掛けます。また、お客さまのご意向に応じて、できる限り、今後何を改善していただければご希望の条件変更等が可能となるかについてもお伝えするよう努めます。
- ⑩ 【運営状況の検証】 本部は、各営業店における運営状況について、実際に往訪するなどの活動を通じて、ご返済条件の変更等が長期化していないかの検証等を経常的に行き、対応が十分でない営業店がある場合は速やかに改善指導するよう努めます。
- ⑪ 【苦情の受付体制】 ご返済条件の変更等に関して、ご納得いただけない、対応が適切でない、といったご意見（苦情）については、取引店ごとの「金融円滑化苦情相談責任者」及び本部の「金融円滑化苦情相談デスク」が中心となり（いずれも中小企業者等金融円滑化法の施行を踏まえ任命・設置）、審査部署等も連携しながら責任を持って対処します。また、苦情の内容と発生状況について、営業店と本部が一体となって検証し、お客さまのご意見を踏まえ、銀行全体として適切に改善、対応するよう努めます。
- ⑫ 【商品・サービスの更なる拡充】 当行は、お客さまの事業発展に貢献するため、資金調達や経営課題解決に資する各種商品・サービスの更なる拡充に努めます。

#### < 中小企業者等金融円滑化法に関する当行の対応窓口 >

- ① ご返済条件の変更等に関するご相談窓口
- 中小企業のお客さま：取引店（法人営業部、ビジネスサポートプラザなど）の「担当者」又は「金融円滑化相談責任者」（「国内営業拠点所在地一覧」リンク）
  - 住宅ローンをご利用中の個人のお客さま：取引店（ブロック、支店など）の「担当者」又は「金融円滑化相談責任者」（「店舗検索」リンク）、もしくは「ローン金融円滑化相談窓口」（0120-07-7488、受付時間 9：00～17：00、土・日・祝日等銀行休業日は除く）
- ② 苦情に関するご相談窓口
- 中小企業のお客さま：取引店（法人営業部、ビジネスサポートプラザなど）の「金融円滑化苦情相談責任者」（「国内営業拠点所在地一覧」リンク）又は本部「金融円滑化苦情相談デスク」（0120-25-6250）
  - 住宅ローンをご利用中の個人のお客さま：取引店（ブロック、支店など）の「金融円滑化苦情責任者」（「店舗検索」リンク）又は本部「金融円滑化苦情相談デスク」（0120-25-6250、受付時間 9：00～17：00、土・日・祝日等銀行休業日は除く）

以 上

# 中小企業金融円滑化に向けた 当行の取組みについて

平成21年12月



## 目 次

1. 三井住友銀行の概要	・ ・ ・	1
2. 中小企業のお客さまへの取組み	・ ・ ・	3
3. 中小企業金融円滑化に向けた具体的取組み	・ ・ ・	4
(1) 資金調達ニーズへの取組み	・ ・ ・	5
(2) 経営課題解決へのサポート	・ ・ ・	13
(3) 金融円滑化法への取組み	・ ・ ・	21

# 1. 三井住友銀行の概要



## 三井住友銀行

三井住友銀行は、平成13年4月にさくら銀行と住友銀行が合併して発足しました。平成14年12月、株式移転により持株会社株式会社三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）を設立し、その子会社となりました。

三井住友銀行は、国内有数の営業基盤、戦略実行のスピード、更には有力グループ会社群による金融サービス提供力に強みを持っています。SMFGの下、他の傘下グループ企業と一体となって、お客さまに質の高い複合金融サービスを提供していきます。

### 《三井住友銀行の概要》 （平成21年3月末現在）

商 号：株式会社三井住友銀行

事業内容：銀行業務

設立年月日：平成8年6月6日

本店所在地：東京都千代田区有楽町1-1-2

頭 取：奥 正之

従業員数：23,543名

（銀行在籍者数。在籍出向者を含み、執行役員、嘱託、パート、派遣社員、海外の現地採用者を除く）

### 《拠 点 数》 （平成21年6月末現在）

国 内 1,534ヶ所

（本支店486<内被振込専用支店38>、出張所163、代理店1、付随業務取扱所23、無人店舗861）



海 外 34ヶ所

（支店15、出張所5、駐在員事務所14）

（注）国内拠点数は、コンビニエンスストアATMを除いています。

# 1. 三井住友銀行の概要

## 法人のお客さま向けチャネル

顧客セグメント	対応チャネル(H21/9末時点)		
	法人営業部		ビジネスサポートプラザ
企業規模 大   企業規模 小	一般型 法人営業部  法人営業部 106	ビジネスセレクト ローン(BSL) 取扱法人営業部  法人営業部 77  法人営業グループ 14  法人営業所 3	ビジネスサポート プラザ(BSP)  BSP 39  法人営業所 2  オフィス 6
拠点数	106	94	47

BSL取扱拠点  
141

H21/4月新設拠点

○ビジネスサポートプラザ14拠点の新設

- ・ 日比谷BSP
- ・ 東京中央BSP
- ・ 千住BSP
- ・ 吉祥寺BSP
- ・ 五反田BSP
- ・ 自由が丘BSP
- ・ 京浜BSP
- ・ 東北BSP
- ・ 西野田BSP
- ・ 守口BSP
- ・ 東大阪BSP
- ・ 阪神BSP
- ・ 姫路BSP
- ・ 京都BSP

## 2. 中小企業のお客さまへの取組み

三井住友銀行では、中小企業のお客さまの事業の発展に貢献するため、お客さまのニーズ・課題を理解し、適切な商品・サービスをご提供できるよう、積極的に取り組んでいます。

また、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」）の施行を踏まえ、ご返済条件の変更等に関するお申込みに対しては営業店・本部が従来以上の認識と責任感を持って、取り組んで参ります。

### （１）資金調達ニーズへの取組み

- ◇お客さまのニーズの強い無担保貸出の分野で、第三者保証が不要な「ビジネスセレクトローン」をいち早く開発し、中小企業向け融資を推進。約4万社のお客さまにご利用頂いております。
- ◇従来の無担保中心のメニューに加え、「ワイドサポートローン」「アセットバリュー」等を開発し、お客さまのさまざまな資産を活用した、資金調達手段の多様化にも取り組んでおります。
- ◇企業の皆さまが取得されたさまざまな資格等を活用することにより、貸出条件を優遇する商品として、「SMBC-ECOローン」「認定企業サポートローン」「Webレポートローン」等を取り揃えております。
- ◇信用保証協会の保証制度を積極的に活用し、中小企業のお客さまへの円滑な資金供給に取り組んでいます。

### （２）経営課題解決へのサポート

- ◇お客さまの経営課題解決へのサポートのため、付加価値のある各種サービスの提供に努めております。
- ◇「ビジネスマッチング」「株式公開（IPO）」「海外事業支援」「事業承継」等、お客さまの幅広いニーズに対して、専門部署による積極的なサポート体制をご用意しております。

### （３）金融円滑化法への取組み

- ◇各営業店において「金融円滑化相談責任者」、「金融円滑化苦情相談責任者」を任命しました。
- ◇本部には、法人のお客さまへの対応を取り纏める「法人金融円滑化推進室」と、個人部門を含めた行内部門横断的な課題に対応するための「金融円滑化協議会」を設置しました。

### 3. 中小企業金融円滑化に向けた具体的な取組み

#### (1) 資金調達ニーズへの取組み

- ① ビジネスセレクトローン
- ② ワイドサポートローン
- ③ 設備活用ローン「アセットバリュー」
- ④ SMBC-ECOローン
- ⑤ 認定企業サポートローン
- ⑥ Webレポートローン  
Web申告データ受付サービス
- ⑦ 信用保証協会保証付貸出

#### (2) 経営課題解決へのサポート

- ① 情報提供
- ② ビジネスマッチング
- ③ 産学連携
- ④ 株式公開（IPO）支援
- ⑤ 海外事業支援
- ⑥ 事業承継
- ⑦ 環境経営のご支援

#### (3) 金融円滑化法への取組み

- ① 当行の取組体制
- ② ご返済条件の変更等の検討に係るポイント
- ③ ご返済条件の変更等の具体的な流れ

# (1)資金調達ニーズへの取組み ①ビジネスセレクトローン

**原動力**

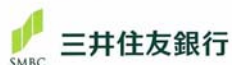
最大5000万円まで融資。8万社の実績。  
中小企業のニーズを知り尽くした、ビジネスセレクトローン

中小企業向けローン

**ビジネスセレクトローン**

※ お申し込みには条件がございます。裏面をご覧ください。

電話でのお問い合わせは、0120-16-2310 (受付時間 9:00～17:00) インターネットでのご紹介は、[www.smbc.co.jp](http://www.smbc.co.jp)



## サービス概要

今、そこにあるビジネスチャンスを生かすために、まとまった資金ニーズに対応できる便利なローンをご用意しました。(平成14年3月より取扱開始)

## お借入条件等

項目	内容
お申込みいただける方	以下の条件を満たす法人のお客さま <ul style="list-style-type: none"> <li>・業歴2年以上であること</li> <li>・三井住友銀行下記お取り扱い窓口でお取引可能なエリアに所在すること</li> <li>・最新決算期において、債務超過(貸借対照表の純資産の部がマイナス)でないこと</li> <li>・申し込み時点において、税金の未納がないこと</li> </ul>
お使いみち	運転資金・設備資金(決算・賞与資金としてのご利用も可能です)
お借入金額	5,000万円以下
ご返済方法	元金均等返済
お借入期間	最長5年(据置期間の設定も可能です)
お借入利率	2.725%～(変動金利:各種金利優遇制度もあります) ※審査結果に応じた当行所定の金利を設定させていただきます。
担保	お借入期間3年以内の場合不要 (期間3年超のお借入については、必要となる場合がございます)
保証人	第三者保証不要(ただし、代表取締役全員の連帯保証が必要です)
事務手数料(消費税込)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はじめて当行からのお借入を行うお客さま: 73,500円(ただし、お借入金額が3,000万円以上の場合: 94,500円)</li> <li>・上記以外のお客さま: 31,500円(ただし、お借入金額が3,000万円以上の場合: 52,500円)</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①最新の税務申告書(原本2期分)</li> <li>②最新決算期の納税証明書(法人税・消費税、その1・3・3)</li> <li>③商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、発行後3ヶ月以内のもの)</li> </ul> ※実際のお借入に際しては、別途必要な書類がございます。
お取り扱い窓口	ビジネスサポートプラザ・法人営業部(一部の法人営業部では、お取り扱いできません)

審査の結果により、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(平成21年11月30日現在)



# (1)資金調達ニーズへの取組み ②ワイドサポートローン

## サービス概要

お客様の資産を活用し、金利・借入金額を優遇するローンをご用意いたしました。  
(平成19年9月より取扱開始)

## お借入条件等

項目	内容
お申込みいただける方	以下の条件を満たすお客さま ・業歴2年以上であること ・三井住友銀行下記お取り扱い窓口でお取引可能なエリアに所在すること ・最新決算期において、債務超過(貸借対照表の資本合計がマイナス)でないこと ・申し込み時点において、税金の未納がないこと
お使いみち	運転資金・設備資金(決算・賞与資金としてのご利用も可能です)
お借入金額	1億5,000万円以下
ご返済方法	元金均等返済
お借入期間	最長5年(据置期間の設定も可能です)
お借入利率	1.975%～(変動金利:各種金利優遇制度もあります) ※審査結果に応じた当行所定の金利を設定させていただきます。
担保	必要(別途ご相談させていただきます)
保証人	第三者保証不要(ただし、代表取締役全員の連帯保証が必要です)
事務手数料(消費税込)	・はじめて当行からのお借入を行うお客さま:73,500円(ただし、お借入金額が3,000万円以上の場合:94,500円) ・上記以外のお客さま:31,500円(ただし、お借入金額が3,000万円以上の場合:52,500円)
必要書類	①最新の税務申告書(原本2期分) ②最新決算期の納税証明書(法人税・消費税、その1・3-3) ③商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、発行後3ヶ月以内のもの) ※実際のお借入に際しては、担保に関する書類等別途必要な書類がございます。
お取り扱い窓口	ビジネスサポートプラザ・法人営業部(一部の法人営業部では、お取り扱いできません)

審査の結果により、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(平成21年11月30日現在)

# 突破力

最大1億5000万円までのワイドな融資。  
資産を活かした、ワイドサポートローン

中小企業向けローン

# ワイドサポートローン

※ お申し込みには条件がございます。裏面をご覧ください。

電話でのお問い合わせは、  
0120-16-2310

※お問い合わせは、  
平日9時～17時  
受付時間内にお電話ください。

インターネットでの紹介は、  
[www.smbc.co.jp](http://www.smbc.co.jp)



# (1)資金調達ニーズへの取組み ③設備活用ローン「アセットバリュー」

モノづくりに、新しい活力を。

工作機械・建設機械など、設備投資の資金調達に。  
設備活用ローン **アセットバリュー**  
ASSET VALUE

商用車を担保にご融資する「アセットバリュー トラック&バス」もごございます。

三井住友銀行

## サービス概要

工作機械、建設機械などの設備動産を担保にご融資する「アセットバリュー」。事業拡大、そして次なるステージをめざすお客さまの資金ニーズに柔軟に対応します。(平成19年9月より取扱開始)

- ⇒担保設定により貴社の資金調達手段の多様化が図れます。\*1
- ⇒設備動産の所有が可能。お借入返済後は継続使用・売却を自由に選択。
- ⇒中途解約時のコストが無く\*2、頻繁な設備更新にも柔軟に対応。

\*1お借入条件は弊行所定の審査により決定いたします。

\*2固定金利でのお借入をご利用の場合等、別途所定の解約費用が必要となる場合があります。

## お借入条件等

項目	内容
お使いみち	運転資金・設備資金
お借入金額	資金用途の範囲内 最低取得価格50百万円以上
お借入利率	弊行所定の金利(変動・固定とも可能です)
お借入期間	最大7年且つ設備動産の法定耐用年数以内 物件により、弊行にて個別に設定させていただきます
担保	設備動産(※)に対して譲渡担保を設定 登記により第三者対抗要件を具備させていただきます ※工作機械、成形機、建設機械、印刷機械、鍛圧機械、鑄造機械、農業用機械、繊維機械、食料品加工機械、包装・荷造機械、製材・木工機械、荷役運搬機械器具等が該当します 物件については上記以外でも取得可能な場合がありますのでご相談下さい
稼動状況の確認	担保物件である設備動産の稼動状況を、現地調査により定期的に確認させていただきます
費用	別途登記費用等の実費が必要となります

審査の結果により、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## <ご留意事項>

### 設備動産への譲渡担保設定について

- ・本件の融資対象となる設備動産には弊行が譲渡担保を設定させていただきます。
- ・弊行が担保を設定した設備動産には、移動、改造、貸与等に制限がございます。
- ・設備動産への担保設定に際し、弊行は弊行の指定する第三者に対し、貴社お借入期間中の担保物件管理の一部の委託等を実施いたします。その際、弊行は弊行が保有する貴社の財務情報や担保に差入れていただく設備動産の明細に関する情報等を当該第三者に開示いたします。

### 第三者対抗要件について

- ・第三者対抗要件は、占有改定の方法\*1及び動産及び債権譲渡特例法に基づく登記\*2により具備していただきます。
- ※1現実の引渡しを一切省略し、単に意思表示だけで引渡しがあったものとする略式の引渡し方法
- ※2設備動産の種類、保管場所、製造番号等を登記します。

(平成21年11月30日現在)



# (1)資金調達ニーズへの取組み ④SMBC-ECOローン



SMBC-ECOローン（ビジネスセレクトローン型）

○お申込内容によっては、回答までにお時間を要する場合がございます。  
また、審査結果により、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。  
お申し込みには条件がございますので、裏面をご覧ください。



審査の結果により、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## サービス概要

積極的に環境配慮を進めるお客さまのための、特別なローンがあります。ISO14001、エコアクション21※等の環境マネジメントシステム規格に基づく認証を取得済みのお客さまに、貸出金利を優遇。運転資金や設備資金として、ご活用いただけます。環境への貢献を審査基準とする、三井住友銀行のエコ金利を、ぜひこれからの経営に活かしてください。（平成18年2月より取扱開始）

※「ISO14001」「エコアクション21」は、それぞれ、International Organization for Standardization（国際標準化機構）、財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター、NPO法人KES環境機構が運営する環境マネジメントシステム規格です。各規程についての詳細は、それぞれの運営機関にご確認ください。

## お借入条件等

項目	内容
お申込みいただける方	ISO14001、エコアクション21等当行所定の環境マネジメントシステム規格に基づく認証を取得済みで、以下の条件を満たすお客さま ・業歴2年以上であること ・三井住友銀行下記お取り扱い窓口でお取引可能なエリアに所在すること ・最新決算期において、債務超過（貸借対照表の資本合計がマイナス）でないこと ・申し込み時点において、税金の未納がないこと
お使いみち	運転資金・設備資金（決算・賞与資金としてのご利用も可能です）
お借入金額	5,000万円以下
ご返済方法	元金均等返済
お借入期間	最長5年（据置期間設定可能）
お借入利率	2.225%～（変動金利：各種金利優遇制度もあります） ◎通常の「ビジネスセレクトローン」対比で最大で0.5%優遇した金利を適用いたします。 ※審査結果に応じた当行所定の金利適用させていただきます。 また、金利の優遇を行うことができない場合がございます。
担保	お借入期間3年以内の場合不要（期間3年超のお借入については、必要となる場合がございます）
保証人	第三者保証不要（ただし、代表取締役全員の連帯保証が必要です）
事務手数料（消費税込）	・はじめて当行からのお借入を行うお客さま：73,500円（ただし、お借入金額が3,000万円以上の場合：94,500円） ・上記以外のお客さま：31,500円（ただし、お借入金額が3,000万円以上の場合：52,500円）
必要書類	①最新の税務申告書（原本2期分） ②最新決算期の納税証明書（法人税・消費税、その1・3-3） ③商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行後3ヶ月以内のもの） ※実際のお借入に際しては、別途必要な書類がございます。
お取り扱い窓口	ビジネスサポートプラザ・法人営業部（一部の法人営業部では、お取り扱いできません）

# (1)資金調達ニーズへの取組み ⑤認定企業サポートローン



お申込内容によっては、回答までお時間を要する場合がございます。  
また、審査結果により、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。  
お申し込みには条件がございますので、裏面をご覧ください。

 **三井住友銀行**

審査の結果により、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## サービス概要

高い技術力で日本経済を支えるお客さまのための、特別なローンがあります。技術力や経営力に関し、弊行の指定する国・自治体等の制度で認定等を受けた企業に貸出金利を優遇。運転資金や設備資金として、ご活用いただけます。三井住友銀行の認定企業サポートローンを、ぜひ今後の経営に活かしてください。(平成20年4月より取扱開始)

## お借入条件等

項目	内容
お申込みいただける方	下記の例のような、弊社の指定する国・自治体等の制度に基づいて、設定・選定・表彰等を受けた法人のお客さま(括弧内は運営主体) ○元気なモノ作り中小企業300社(中小企業庁) ○中小企業IT経営力大賞(経済産業省) ○知財で元気な企業2007(特許庁) ○グッドカンパニー大賞(社団法人 中小企業研究センター) ○対象とする制度は上記以外もごさいます。 くわしくはフリーダイヤル0120-16-2310およびホームページwww.smbc.co.jpをご参照ください。 及び、以下の条件を満たす法人のお客さま ・業歴2年以上であること ・三井住友銀行下記お取り扱い窓口でお取引可能なエリアに所在すること ・最新決算期において、債務超過(貸借対照表の純資産の部がマイナス)でないこと ・申し込み時点において、税金の未納がないこと
お使いみち	運転資金・設備資金(決算・賞与資金としてのご利用も可能)
お借入金額	5,000万円以下
ご返済方法	元金均等返済
お借入期間	最長5年(据置期間設定可能)
お借入利率	2.225%～(変動金利:各種金利優遇制度もあります) ◎通常の「ビジネスセレクトローン」対比で最大で0.5%優遇した金利を適用いたします。 ※審査結果に応じた当行所定の金利適用させていただきます。また金利の優遇を行うことができない場合がございます。
担保	お借入期間3年以内の場合不要(期間3年超のお借入については必要となる場合がございます。)
保証人	第三者保証不要(ただし代表取締役全員の連帯保証が必要)
事務手数料(消費税込)	・はじめて弊行からのお借入を行うお客さま:73,500円(但しお借入金額が3,000万円以上の場合:94,500円) ・上記以外のお客さま:31,500円(但しお借入金額が3,000万円以上の場合:52,500円)
必要書類	①最新の税務申告書(原本2期分) ②最新決算期の納税証明書(法人税・消費税、その1・3-3) ③商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、発行後3ヶ月以内のもの) ④弊行の指定する国・自治体等の制度に係る認定証、表彰状、指定書等の交付物の写し ※実際のお借入に際しては、別途必要な書類がございます。
お取扱窓口	ビジネスサポートプラザ・法人営業部(一部の法人営業部では、お取り扱いできません)

(平成21年11月30日現在)



# (1)資金調達ニーズへの取組み ⑥Webレポートローン



電子申告をご利用でしたら、このローン。

## Webレポートローン

[ビジネスセレクトローン型]

※お申し込みには条件がございますので、くわしくは裏面をご覧ください。



審査の結果により、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### サービス概要

電子申告ならびにWeb申告データ受付サービス(詳細は次ページをご参照下さい)をご利用のお客さまのために、特別なローンをご用意しました。(平成20年6月より取扱開始)

### お借入条件等

項目	内容
お申込みいただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の条件を満たす法人のお客さま</li> <li>・直近2期のうち少なくとも1期法人税の確定申告において、電子申告されていること</li> <li>・Web申告データ受付サービス※を利用して、電子申告データを当行にご送信いただけること</li> <li>※電子申告された税務申告データや電子納税証明書を、電子データのまま当行に送信いただけるサービスです(詳しくは次ページをご参照下さい)</li> <li>・業歴2年以上であること</li> <li>・三井住友銀行の下記お取り扱い窓口でお取引が可能なエリアに所在すること</li> <li>・最新決算期において、債務超過(貸借対照表の純資産の部がマイナス)でないこと</li> <li>・お申し込みの時点において、税金の未納がないこと</li> </ul>
お使いみち	運転資金、設備資金(決算・賞与資金としてのご利用も可能です)
お借入金額	5,000万円以下
ご返済方法	元金均等返済
お借入期間	最長5年(据置期間の設定も可能です)
お借入利率	2.525%～(変動金利:各種金利優遇制度もあります) ◎通常の「ビジネスセレクトローン」対比で、最大0.2%優遇した金利を適用いたします。 ※審査結果に応じた当行所定の金利を設定させていただきます。 また、金利の優遇を行うことができない場合がございます。
担保	お借入れ期間3年以内の場合不要(期間3年超のお借入については、必要となる場合がございます)
保証人	第三者保証不要(ただし、代表取締役全員の連帯保証が必要です)
事務手数料(消費税込)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はじめて当行からのお借入を行うお客さま: 73,500円(ただし、お借入金額が3,000万円以上の場合: 94,500円)</li> <li>・上記以外のお客さま: 31,500円(ただし、お借入金額が3,000万円以上の場合: 52,500円)</li> </ul>
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.最新の税務申告書(2期分。電子申告分についてはWeb申告データ受付サービスご利用が必要となります。また電子申告をしていない決算期の税務申告書については原本が必要となります)</li> <li>2.最新決算期の納税証明書(法人税・消費税、その1・3・3)</li> <li>3.商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、発行後3か月以内のもの)</li> </ol> ※実際のお借入に際しては、別途必要な書類がございます。
お取り扱い窓口	ビジネスサポートプラザ、法人営業部(一部の法人営業部ではお取り扱いできません)

# ～Web申告データ受付サービス～

..... 決算書の提出は、.....



## Web申告データ受付サービス

### Web申告データ受付サービスとは？

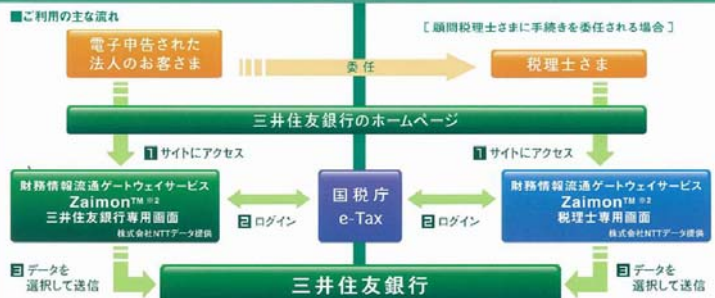
Web申告データ受付サービスとは、お客さまがe-Tax<sup>※1</sup>にて電子申告された税務申告データや電子納税証明書を、融資申込時に提出する等の目的で電子データのまま三井住友銀行に送信いただけるサービスです。このサービスを利用することによって、これまでのように決算書を紙でご提出いただく事務が削減できます。

※1 e-Taxとは、自宅やオフィス等からインターネットを利用して、各種税金の申告などができる国税庁の「国税電子申告・納税システム」です。

e-Taxについて、詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Taxソフトの操作に関するご質問はヘルプデスクへお気軽にご相談ください。  
 ヘルプデスク ☎0570-015901

### Web申告データ受付サービスを使って三井住友銀行へ申告データを送信 法人税および消費税の電子申告データ、電子納税証明書が送信できます。



※2 Web申告データ受付サービスは、当行と株式会社NTTデータが利用契約(含む守秘義務契約)を交わした上で、株式会社NTTデータの「財務情報流通ゲートウェイサービス Zaimon」を使って提供するサービスです。



### サービス概要

お客さまが電子申告された税務申告データや電子納税証明書を、電子データのまま三井住友銀行に送信いただけるサービスです。(平成20年4月より取扱開始)

### お申し込み条件等

項目	内容
お申し込みいただける方	お申し込み可能なお客さまは、以下の条件を満たす法人のお客さまです。 ・e-Taxで電子申告する際に必要な利用者識別番号と暗証番号を取得していること。 ・当行のお取り扱い窓口(ビジネスサポートプラザまたは法人営業部)で、お取引が可能なエリアに所在していること。
ご利用条件	・ご利用にあたっては、あらかじめ本サービスの利用申込書を当行のお取り扱い窓口にご提出いただく必要があります。(初回のみのお手続きです) ・事前にe-Taxで法人税および消費税に係る電子申告を行っていることが必要です。 ・電子納税証明書を送信する場合は、事前にe-Taxで電子納税証明書の発行を受けていることが必要です。
ご利用上の留意点	・本サービスのご利用時間は平日9:00～21:00(銀行休業日及び国税庁e-Tax利用停止時間を除く)です。 ・ご利用にあたってはインターネット・サービス・プロバイダとの契約などを含め、インターネットを利用できる環境が必要となります。なお、海外からはご利用いただけません。 ・非常営利法人のお客さまは、ご利用いただけない場合があります。 ・当行は、利用申込書を受け付け、利用開始のための手続きを行ったのちに、お客さまにご利用開始のご連絡をいたします。その後、本サービスのご利用が可能となります。 ・お客さまが送信した電子申告データが当行に到着するのは翌日(銀行休業日を除きます)になることがあります。到着の確認は当行のお取り扱い窓口にお問い合わせください。 ・本サービスは電子申告データを送信するためのものであり、融資等をお約束するものではありません。また、融資のお申し込み等については別途お手続きが必要です。 ・詳しくは当行のお取り扱い窓口(ビジネスサポートプラザまたは法人営業部)にお問い合わせください。
お申し込み手数料・ご利用手数料	無料(ただし、パソコンおよびインターネット接続にかかる費用はすべてお客さまのご負担になります。)

(平成21年11月30日現在)

### <顧問税理士等の方がご利用の場合の留意点>

- ・お客さまが、顧問税理士等の方に送信を依頼される場合は、その旨をあらかじめ当行お取り扱い窓口にご連絡ください。
  - ・申告手続きについてお客さまから委任を受けた顧問税理士等の方のみ本サービスをご利用いただけます。また、顧問税理士等の方がお客さまの電子申告データを送信する場合は、顧問税理士等の方がお客さまから送信についても委任を受けていることが必要です。
  - ・顧問税理士等の方のご利用には、顧問税理士等からそのお名前、ご連絡先等を、株式会社NTTデータが提供する「財務情報流通ゲートウェイサービス Zaimon」の税理士等向けサービス(無料)に登録していただく必要があります。
- くわしくは当行のお取り扱い窓口(ビジネスサポートプラザまたは法人営業部)にお問い合わせください。

# (1)資金調達ニーズへの取組み ⑦信用保証協会保証付貸出

## 信用保証制度の活用

- ▶弊行は、信用保証制度を積極的に活用し、中小企業者への円滑な資金供給に取り組んでいます。
- ▶弊行は、全国52の信用保証協会のうち44協会と協定を締結し、信用保証協会保証付貸出の取扱をしています。

## ◇提携マル保

- ▶弊行は、信用保証制度をより有効に活用することを目的として、13の信用保証協会と提携した独自の商品を組成しています。

保証協会	商品名	保証協会	商品名
東京	▶クイック ▶ギャランティ	名古屋市	▶タッグ保証
川崎市	▶ダッシュ	大阪府	▶CSファンド保証
静岡県	▶提携追認保証	大阪市	▶スタンダード ▶プラス
宮城県	▶エクスプレス I	兵庫県	▶じんそく ▶スーパーじんそく ▶経営活性化資金
新潟県	▶TK1 ▶TK2 ▶TK3	和歌山県	▶和歌山速効 ▶資金集約プラン ▶新G1当貸
長野県	▶サポート30 ▶サポート100	奈良県	▶無担保パワフル保証
愛知県	▶A-フィックス		

## ◇マル保CLO

- ▶弊行は、各自治体における債券市場構想に基づく中小企業者への円滑な資金供給に取り組むことを目的として、各自治体・信用保証協会と連携して、CLOを組成しています。

※数字は年度、○：中核金融機関 △：参加金融機関 -：組成なし

自治体	協会	13	14	15	16	17	18	19	20	21
東京都	東京	○	△	○	△	○	○	○	○	○
横浜市	横浜市	-	-	-	-	○	○	○	○	○
大阪市	大阪市	-	-	○	○	○	○	○	○	-
神戸市	兵庫県	-	-	-	-	○	○	○	-	-

## ◇「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」

平成20年10月31日より、「安心実現のための緊急総合対策」(H20.8. 29 政府与党決定)を受け、制定された「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」も取り扱っております。

項目	内容
お申込みいただける方	原油・原材料価格や仕入価格高騰の影響を強く受けている業種※に属する事業を行い、区市町村長の経営安定関連保証(以下、セーフティネット保証)5号の認定を受けた中小企業者 ※指定されている業種については、中小企業庁のホームページをご覧ください。
お使いみち	事業資金
お借入金額	最大2億8,000万円(組合等4億8,000万円) 但し、既存のセーフティネット保証の利用残高を合算した金額です。
ご返済方法	原則、元金均等分割返済
お借入期間	10年以内(据置期間2年以内を含む)
お借入利率	弊行所定の金利(お借入金額・期間等によって異なります)
担保	必要に応じて設定
保証人	法人代表者(第三者の保証人は原則不要です)
保証/保証割合	「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」に基づく信用保証協会の保証 / 100%保証
保証料	0.8%以内 (各信用保証協会によって異なります)
必要書類	通常の信用保証申込書類のほか、区市町村が発行するセーフティネット保証に関する認定書5号
お申込期間	平成20年10月31日～平成22年3月31日(信用保証協会の受付が必要です)
お取り扱い窓口	法人営業部・ビジネスサポートプラザ

### ★ 経営安定関連保証(セーフティネット保証)5号の概要

経済産業大臣が指定する全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者を支援するための保証制度です。セーフティネット保証5号を利用するためには事業所が所在する区市町村による認定が必要です。

#### 【セーフティネット認定要件の概要】

- 指定業種に属する事業を行っており、以下の何れかを満たす中小企業者
  - ▶最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上
  - ▶製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにも関わらず、製品等価格に転嫁できていない
  - ▶最近3か月間(算出困難な場合は直近決算期)の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上
  - ▶新型インフルエンザの影響を受けた後、3か月間の売上高等が前年同期比マイナス3%以上
- ※ 認定の手続きは、区市町村窓口となります(法人:本店登記地、個人:事業所所在地の区市町村です)

(平成21年11月30日現在)



## (2)経営課題解決へのサポート ①情報提供

○弊行グループは経営課題解決に役立つ情報を提供します。

### ビジネス・レポート

#### <概要>

産業・市場・技術の動向から、人事・総務・経理・財務など経営全般さらにはビジネス以外の情報をA4数枚のレポートにまとめ、約3,300種類をデータベース化しています。インターネットまたはファクシミリですぐに取り出せます。

#### <留意点>

ビジネス・レポートはSMBCコンサルティング/SMBC経営懇話会のサービスです。利用にあたっては「SMBC経営懇話会」への入会が必要になります。



- ◇「SMBC経営懇話会」に関するご照会、ご不明な点などがありましたら、下記お問い合わせ先までご相談下さい。  
<お問い合わせ先> SMBCコンサルティング株式会社  
電話:03-5211-6383

### 環境情報誌「SAFE」

#### <概要>

三井住友フィナンシャルグループでは、取引先等への環境情報の提供を目的に、環境先進企業へのトップインタビューや法規制動向を内容とする環境情報誌「SAFE」を1996年から隔月で発行しています。(無料)

ホームページ上でもご覧いただけます。

URL: <http://www.smfg.co.jp/responsibility/csinfo/safe.html>



- 「SAFE」に関するご照会、ご不明な点などがありましたら、下記お問い合わせ先までご相談下さい。  
<お問い合わせ先> 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 企画部  
電話:03-5512-4419

### マンスリー・レビュー



#### <概要>

経済トピックスや経済指標を月次で発行しています。(無料)

発行 株式会社 三井住友銀行  
企画・編集 株式会社 日本総合研究所 調査部

### 投資ガイド

#### <概要>

政治・経済・法制度・インフラ等に関する全20カ国の情報を定期的に更新し、「投資ガイド」として発行しています。(無料)

発行 株式会社 三井住友銀行  
企画・編集 株式会社 日本総合研究所



## (2)経営課題解決へのサポート ②ビジネスマッチング

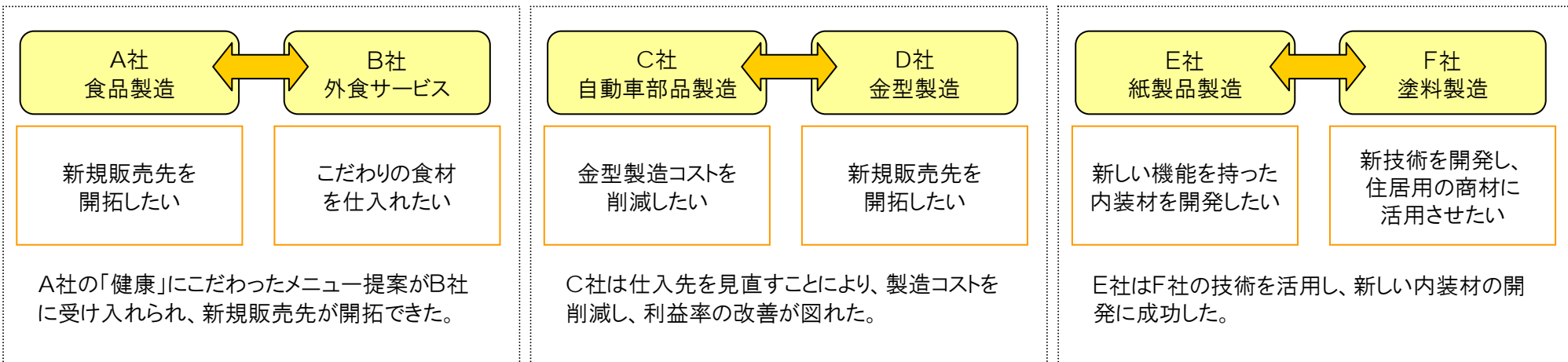
○お客様の「企業価値を向上させる、新たなビジネスパートナーを探したい」とのニーズにお応え致します。

### ビジネスマッチング ニーズ

- ・売上を増やすために新規販売先を開拓したい。
- ・仕入先を見直して利益率を改善したい。
- ・新たな提携先と、新商品開発や新たなマーケットを開拓したい。

お客様のニーズにマッチする弊行お取引先をご紹介します。

### 【マッチングの一例】



- ◇ 本サービスに関し、弊行に手数料をお支払いいただく必要はございません。
- ◇ ご紹介に際しては、お客様のご希望にかなう先をご紹介しますよう尽力致しますが、結果としてご希望通りの紹介が出来ないケースもございます。
- ◇ ご紹介先とのお取引開始については、お客様にてご判断頂きますようお願い致します。

## (2)経営課題解決へのサポート ③産学連携

○弊行は、「ビジネスマッチング」の一環として、お客さまの技術開発ニーズ等に基づき、弊行と協力関係にある大学をご紹介することにより、「共同研究」や「委託研究」「技術移転」等の実現のお手伝いを致します。



### 【協力関係にある大学】

#### ・国立大学

⇒ 東京大、東京工業大、大阪大、京都大、九州大、  
東京農工大、名古屋工業大、群馬大、浜松医科大、  
奈良女子大、名古屋大、筑波大、東北大

#### ・私立大学

⇒ 中央大、東京理科大、明治大、東海大、関西大、  
関西学院大、近畿大、神奈川工科大、大阪工業大、  
東京電機大

(平成21年11月30日現在)

具体的には、

「共同研究」・・・企業と大学が共通の研究課題を設定し、  
分担・協力して研究を行います。

「委託研究」・・・企業が大学に研究を委託します。

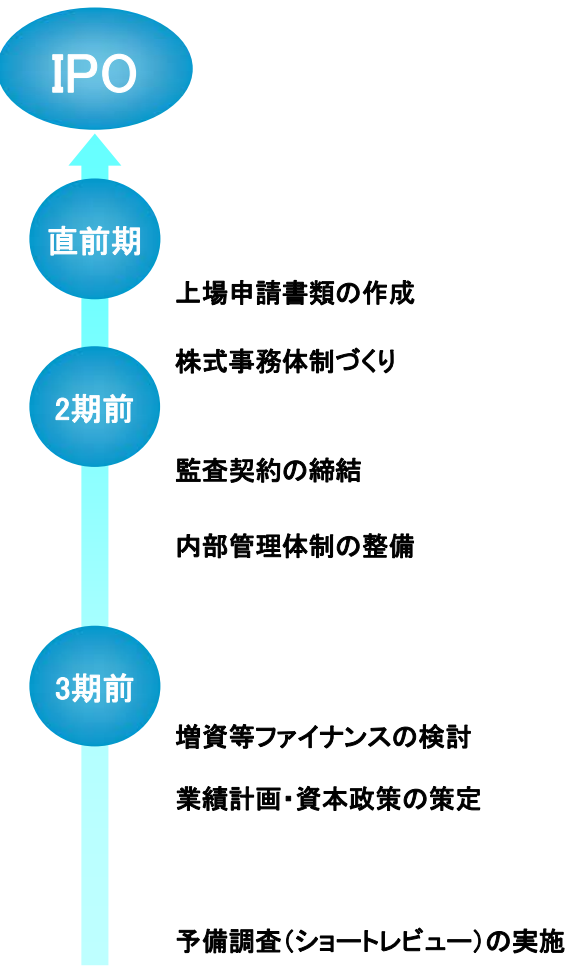
「技術移転」・・・大学の保有する特許等の知的財産を企業で  
活用し、新製品の開発や新たな事業展開に  
結び付けます。

- ◇ 本サービスに関し、弊行に手数料をお支払いいただく必要はございません。
- ◇ お客さまのニーズや業務内容によっては大学を紹介できかねる場合もございます。また、大学の意向により、ご希望にそえない場合もございます。
- ◇ ご紹介した大学との共同研究等の実施につきましては、お客さまにてご判断いただきますようお願い致します。



# (2)経営課題解決へのサポート ④株式公開(IPO)支援

- 上場準備作業を円滑に進めるには、外部の専門的機関の協力が必要となります。
- 弊行は、株式公開支援における経験・実績を基に、公開準備会社がこれら外部の専門的機関をどのように活用したら良いかについて助言いたします。



- <外部の専門的機関>
- 証券印刷会社
  - 信託銀行/証券代行会社
  - 監査法人
  - 監査法人
  - 証券会社
  - コンサルティング会社
  - ベンチャーキャピタル
  - 証券会社
  - ベンチャーキャピタル
  - コンサルティング会社
  - 監査法人

**IPOビジネス倶楽部**  
IPOビジネス倶楽部は、SMBCコンサルティングおよび三井住友銀行と親密企業各社が集まり、それぞれのノウハウを持ち寄って、株式公開に必要な情報などをワンストップで提供いたします。(IPOビジネス倶楽部はSMBCコンサルティングのサービスです。)

<IPOビジネス倶楽部のアドバイザー企業>

**証券印刷会社**  
親密証券印刷会社をご紹介します。

**監査法人**  
親密監査法人をご紹介します。

**証券会社**  
グループ証券会社・親密証券会社をご紹介します。

**ベンチャーキャピタル**  
グループベンチャーキャピタルをご紹介します。  
<大和SMBCキャピタル>

**コンサルティング会社**  
グループコンサルティング会社をご紹介します。  
<日本総合研究所>

**信託銀行/証券代行会社**  
親密信託銀行をご紹介します。  
<住友信託銀行>  
<中央三井信託銀行>

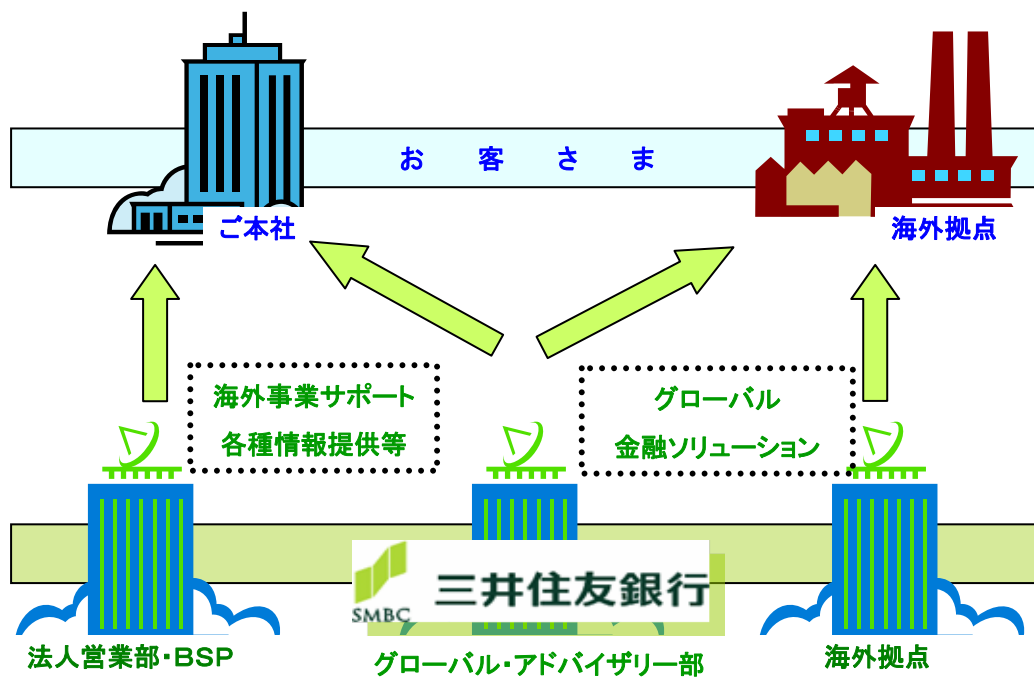
<IPOビジネス倶楽部 年会費(消費税込)>

SMBC経営懇話会特別会員の方	SMBC経営懇話会会員の方	非会員の方
特別会員会費+31,500円	会員会費+52,500円	73,500円

◇「IPOビジネス倶楽部」はSMBCコンサルティングのサービスです。「IPOビジネス倶楽部」に関するご照会、ご不明な点などがありましたら、下記お問い合わせ先までご相談ください。  
<お問合せ先> SMBCコンサルティング株式会社 電話:0120-190-479

## (2)経営課題解決へのサポート ⑤海外事業支援

○貿易取引、海外への進出、事業拡大から撤退まで、お客さまの幅広いニーズに迅速に対応し、海外事業展開を支援致します。



お客さまのグローバルな事業展開を国内・海外拠点が内外一体となりシームレスにサポートします。  
グローバル・アドバイザー一部が、グローバル化に伴うお客さまの経営課題に対してクロスボーダーのソリューションをご提供します。

### <主なサービス内容>

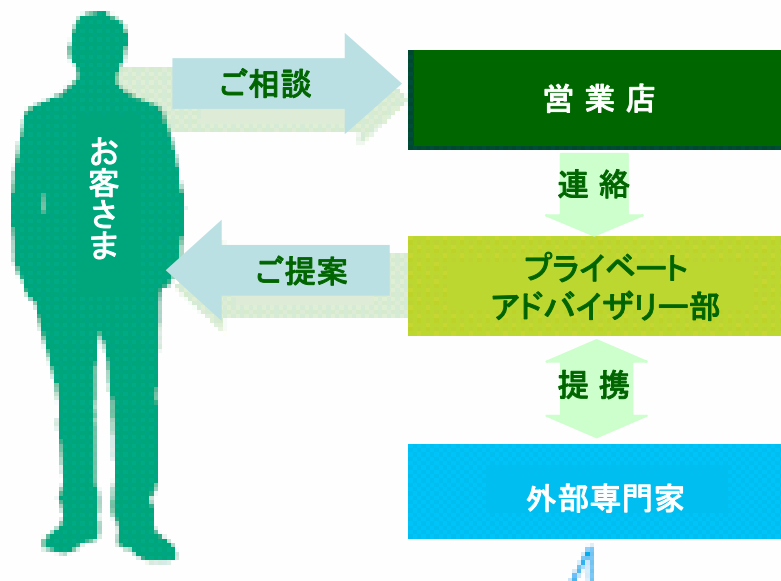
- 海外事業(進出・事業拡大、撤退など)のご支援
- 各種情報のご提供  
各国投資ガイド・各国経済概況など海外情報(SMBCグローバル・スナップショット)・メールニュース(SMBCグローバルアイ・SMBCチャイナアイ)・開発区・工業団地などの現地情報のご提供
- グローバル組織運営のご支援  
地域統括会社・国際CMSの活用によるグローバルベースでの資金管理、内部統制強化などのサポート
- 海外関連セミナーの開催  
海外各国の投資環境や国際税務、法規制の改定等、お客さまの関心の強いテーマについてタイムリーにセミナーを開催
- 中国・アジア事業のご支援  
中国・アジア進出サポート、日系企業の課題解決、各種情報のご提供
- 商社OBなどの貿易実務に詳しい貿易取引相談員によるお客さま向け貿易取引に関するアドバイス

## (2)経営課題解決へのサポート ⑥事業承継

○お客様の将来ビジョンに合わせて、事業承継を総合的にサポートします。

### 事業承継サポートのイメージ

経験豊富な担当者が外部専門家と連携し、お客様のニーズにオーダーメイドの提案でお応えします。



#### [ 提携税理士法人 ]

税理士法人山田 & パートナーズ  
税理士法人タクトコンサルティング  
税理士法人関西合同事務所

辻・本郷税理士法人  
アタックス税理士法人  
朝日税理士法人他

(平成21年11月30日現在)

### 三井住友銀行のご提案内容のイメージ

現状把握から事業承継戦略立案に必要な各種ファクターを検討し、お客様にとってのベストソリューションを提供します。



## (2)経営課題解決へのサポート ⑦環境経営のご支援

○弊行は、「環境」を切り口に情報提供からご資金の調達まで幅広くサポートします。

### ビジネスマッチング

#### 環境ビジネス交流会

＜概要＞  
環境関連企業のビジネスマッチングの場として2006年3月に「環境ビジネス交流会」を始めました。

＜目的＞  
①取引先の環境ビジネスにおける販路拡大、仕入先拡大、提携ニーズに対応  
②環境ビジネスへの参入検討、企業価値向上や経営戦略策定への組み込みをビジネスマッチングを通じて後押し

2009年度は12月に内容を充実させ「SMFG環境ビジネスフォーラム in エコプロダクツ2009」として「エコプロダクツ2009」※の会場にて開催。

※ 社団法人産業環境管理協会・日本経済新聞社が主催する「日本最大級の環境総合展示会」です。



### 環境ビジネスコンテスト

#### eco japan cup 2009



＜概要＞  
環境ビジネスウィメン、環境省、総務省、日本政策投資銀行、弊行が主催となり、官民協働事業として行う「エコビジネスの芽を見つけ、育てる。」コンテストイベントです。  
エコビジネスのアイデアを募り、実現性や将来性を審査して表彰します。

### 情報提供

#### 環境情報誌「SAFE」

＜概要＞  
三井住友フィナンシャルグループでは、取引先等への環境情報の提供を目的に、環境先進企業へのトップインタビューや法規制動向を内容とする環境情報誌「SAFE」を1996年から隔月で発行しています。(無料)

ホームページ上でもご覧いただけます。  
URL: <http://www.smfg.co.jp/responsibility/csrinfo/safe.html>



「SAFE」に関するご照会、ご不明な点などがありましたら、下記お問い合わせ先まで  
◇ ご相談下さい。  
＜お問い合わせ先＞ 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 企画部  
電話: 03-5512-4419

「eco japan cup 2009」では、「ビジネス部門」「カルチャー部門」「ライフスタイル部門」「ポリシー部門」の4つの分野でecoをテーマにコンテストを行います。  
「eco japan cup 2009」については下記HPをご覧ください。  
URL: <http://www.eco-japan-cup.com/>  
総合運営事務局 一般社団法人 環境ビジネスウィメン

### 貿易取引・グローバル化支援

#### グローバルECOBIZアシスト

＜概要＞  
環境関連分野で装置製造・設備開発に携わっていらっしゃる「環境技術企業」のグローバル化支援を目的に、外国関係手数料・金利を優遇させていただくサービスです。

＜本サービスの優遇対象となる環境関連分野＞



#### 水

上水、下水、排水処理の浄化装置の製造等



#### 新エネルギー

バイオマス、地熱、太陽、風力、潮汐等



#### 廃棄物

一般廃棄物処理、償却設備、最終処分場等



#### 大気

集塵装置、脱硫装置、排気ガス対策装置の製造等



#### 省エネ

省エネ製品の製造等



#### その他

土壌汚染対策、緑化、自然修復等

◇ 本サービスのご利用に際しては弊行所定の審査がございます。審査結果によってはご希望にそえない場合もございますのでご了承ください。

### 資金調達

#### SMBC-ECOローン

＜概要＞  
環境意識の高い中堅中小企業のお客さまに貸出金利を優遇する商品です。  
本商品では、「ISO14001」※1「エコアクション21」※2のほかに中小企業のお客さまでも取得しやすい、地方自治体などが独自に運営する環境認証も対象にしており、より多くの中小企業のお客さまにご利用いただくことを通じて環境意識の浸透を支援してまいります。

※1 International Organization for Standardization(国際標準化機構)が運営する環境マネジメントシステム規格です。  
※2 財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センターが運営する環境マネジメントシステム規格です。

◇ 本サービスのご利用に際しては弊行所定の審査がございます。審査結果によってはご希望にそえない場合もございますのでご了承ください。



# 『SMBC-ECOローン』



エコロジーが、経営力になる。

## SMBC-ECOローン (ビジネスセレクトローン型)

### SMBC-ECOローン

SMBC-ECOローンは平成18年2月の創設より、様々な企業や団体と連携してご利用範囲を拡大しています。環境への貢献を審査基準とする、三井住友銀行のエコ金利を、ぜひこれからの経営に活かしてください。

【実績】(平成21年9月末現在)

◆ 取組み：900社 510億円

ECOな企業経営を更にご支援する為に、ECOローンの様々なバリエーションをご用意しています

### KES サポートローン(平成19年12月)

～NPO法人と連携した地域連携型ECOローン～

環境マネジメントシステム認証を運営するNPO法人と連携し、当該認証を取得した企業用のSMBC-ECOローンを創設、中小企業の環境取組みと資金調達のご支援を行います。

平成19年12月より取扱開始。SMBC-ECOローン(ビジネスセレクトローン型)をベースに、NPO法人KES環境機構が運営する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの審査・登録を受けた企業には、通常のSMBC-ECOローンの金利優遇(通常比0.5%)に加え、事務手数料も優遇します。

### SMBC環境配慮評価融資(平成20年9月)

～お客様の環境取組みを評価/診断させていただく環境評価型ご融資～

当行独自の環境評価基準に基づき、お客様の環境配慮度合いを評価し、評価結果に応じた貸出条件の設定を行うご融資です。

環境配慮活動に関しては日本総研が評価を行い、環境配慮度合いに関する評価結果に基づいて、企業の環境経営における今後の改善余地を簡易診断の形で提供します。お客様は、自社の今後の環境取組みの課題を発見できると共に、環境先進性のPRにもご活用いただけます。

### eco バリュー up(平成20年10月)

～企業と連携したサプライチェーン支援型ECOローン～

金利優遇の対象である環境マネジメントシステム認証に、第三者認証だけでなくサプライチェーン企業向けに大企業が独自に構築している環境認証を追加しました。

第一弾として富士通グループの「富士通グループ環境マネジメントシステム(FJEMS)」を対象認証とした運営を開始しました。

認証取得企業には最大0.25%の金利優遇を行います(SMBC-ECOローンの金利優遇は最大0.5%)。

### 地球温暖化防止応援キャンペーン(平成21年5月～7月)

～クレジット付きの融資商品～

『社会貢献への取組み』の一環として、SMBC-ECOローンを実行されるお客さまに対し、クレジット(排出権)を付与するキャンペーンを2009年5月より実施しました。クレジットは、国際的に流通する排出権の他、昨年秋季に整備された国内クレジット制度から創出されたクレジットを活用、SMBC-ECOローンの実行に伴い、当行が収益の一部を使って排出権を購入し国に無償移転等を行います。中小企業等の排出削減事業により創出された国内クレジットを当行が仲介することで再び中小企業に還元するという、国の制度を活用した中小企業支援となりました。



### (3) 金融円滑化法への取組み ① 当行の取組体制

○ご返済条件の変更等を含め、金融の円滑化に関しては、お取引のある法人営業部・ビジネスサポートプラザにご相談下さい

○ 金融円滑化に向け営業店と本部が一体となって取組みます

中小企業のお客さま

法人営業部・ビジネスサポートプラザ等  
金融円滑化相談責任者  
金融円滑化苦情相談責任者

- 金融円滑化に関する、より良い体制作りに向けた営業店・本部の連携
  - 商品・サービスの開発
- 等

本店各部（金融円滑化に向けた商品・サービスの開発等）  
法人金融円滑化推進室  
（金融円滑化関連施策の企画立案・管理等）  
金融円滑化オフィサー

金融円滑化協議会  
（法人・個人各部門統括責任役員・リスク管理部門担当役員及び関連各部の部長による情報共有と対応協議等）

太線 内は今回の新設部署等

### (3) 金融円滑化法への取組み ②ご返済条件の変更等の検討に係るポイント

○次の3点のいずれにも当てはまるお申込の場合は、ご返済条件の変更等につき、原則、前向きに検討させていただくことにします。また、当てはまらない場合でも、お申込みに至った背景や事情、事業や収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案して、ご返済の負担軽減に向けて、積極的かつ柔軟にご相談を承るよう努めて参ります。

#### ①【必要性】

ご返済の意思が認められるお客さまにおいて、ご返済に支障を生じておられる差し迫ったご事情、又は今後支障が生じるおそれをお持ちであり、事業や生活の継続にあたって、ご返済条件の変更等が必要不可欠であると考えられること。

#### ②【将来性】

ご返済条件の変更等の期間が終了した後、元通りのご返済が可能となるなどの見通しを立てるため、事業・収入の改善や再生への道筋をお示し又はお聞かせいただくこと。

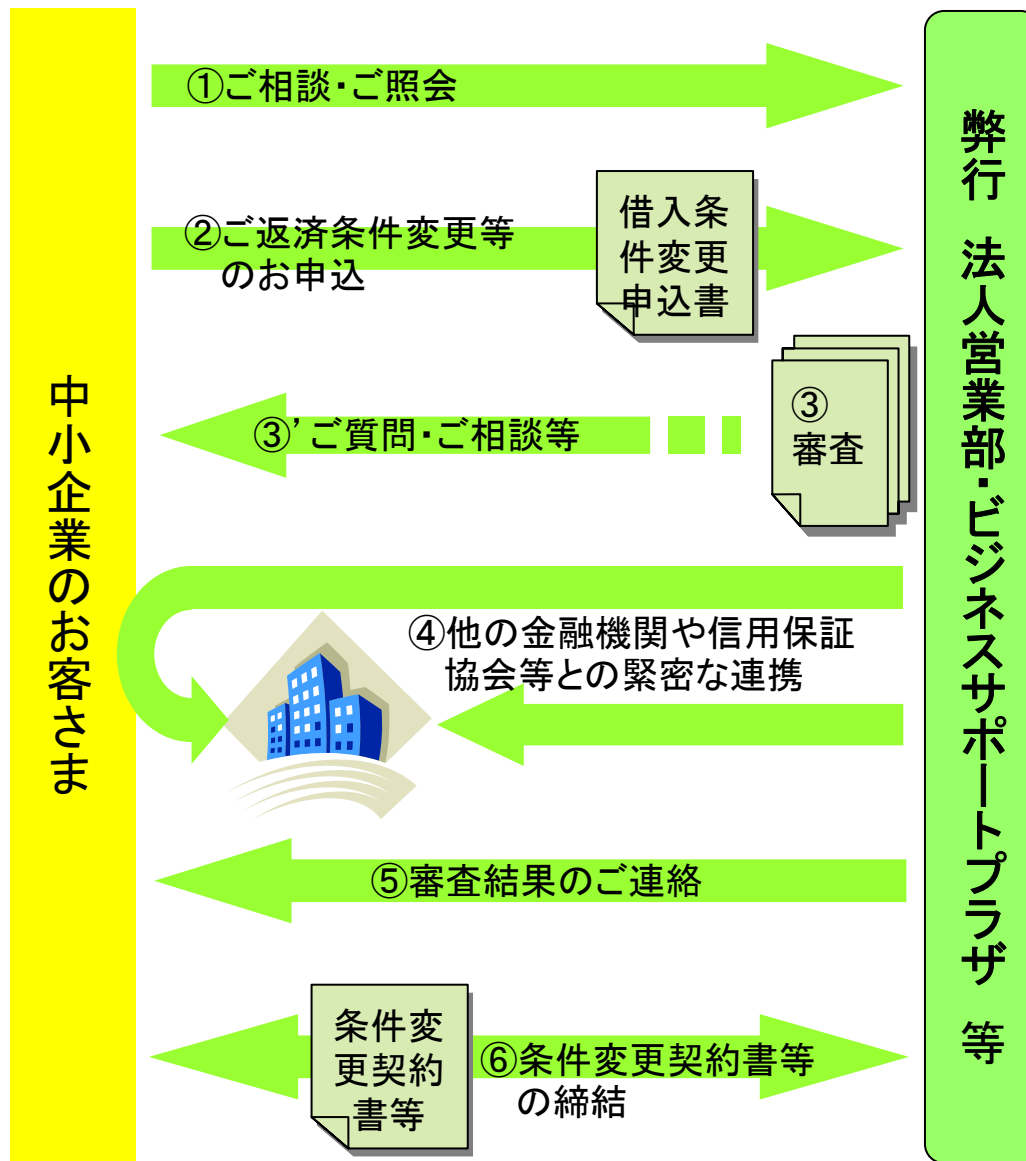
#### ③【金融機関間の連携】

複数の金融機関からのお借入がある場合、事業・収入の改善や再生への道筋において、他の金融機関との緊密な連絡や相応の協力が得られる状況にあること。

### (3) 金融円滑化法への取組み ③ご返済条件の変更等の具体的な流れ

- ① お客さまからのご返済条件の変更等に関するご相談・ご照会を受け付けます。
- ② ご返済条件の変更等に関する考え方を充分にご理解いただいた上で、お申込を承ります。その際、「借入条件変更申込書」(\*)の提出をお願いします。
 

(\*) 提出をお願いする際に、弊行の担当がお渡しします。
- ③ 営業店及び本部による審査を行います。  
③' 営業店からお客さまにご質問・ご相談を行うことがあります。
- ④ 他の金融機関や信用保証協会等とお取引がある場合は、これらの機関とも、ご返済条件の変更等に向けたご相談を行っていただく必要があります。弊行としてもお客さまのご要望があれば、ご意向に沿うべくこれらの機関と連携を図ってまいります。(弊行は、独占禁止法の趣旨に則り適切な対応を行います)
- ⑤ 審査結果をご連絡します。(お客さまのご希望に沿えないケースがあります)
- ⑥ 条件変更契約書等を締結します。



一般的なお手続の流れを記載しています。お客さまのお取引内容等によりお手続の流れが異なることがあります。